

20.参考 16 環境調査要領

1 騒音に関する調査

区 分	調 査 事 項	備 考
測 定 方 法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日付け厚生省・建設省告示第1号）に準拠するものとし、それ以外については次により測定するものとする。	
測 定 箇 所 の 地 番	県、郡、市、町、村、大字、字、地番	
測 定 回 数 及 び 時 間	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし1回ごとの測定時間は、10分間とする。	
気 象 条 件	天候、温度、風向、風力	
マイクロホンの位置	工事実施上予想される発生源から測線上に2点を取り、それぞれ10メートル及び30メートルの地点を標準とする。	

2 振動に関する調査

区 分	調 査 事 項	備 考
測 定 方 法	振動規制法施行規則（昭和 5 1 年 1 1 月 1 0 日総 理府令第 5 8 号）に準拠するものとし、それ以外 については、次により測定するものとする。	
測 定 箇 所 の 地 番	県、郡、市、町、村、大字、字、地番	
測 定 回 数 及 び 時 間	午前 8 時から 1 時間間隔で 1 0 回測定するものと し 1 回ごとの測定時間は、 1 0 分間とする。	
気 象 条 件	天候、温度、風向、風力、地震	
ピ ッ ク ア ッ プ 位 置	工事実施上予想される発生源から測線上に 3 点を とり、発生源及び 1 0 メートル、 4 0 メートルの 地点を標準とする。	

3 井戸に関する調査

区 分	調 査 事 項	備 考
井 戸 調 査	所在地、所有者氏名、使用目的（飲料水等） 規模（測定不可能な場合は、聴取調査）調査年月日、水面高（穂高）、水深、備考欄に井戸枠天端の標高を記入するとともに、水道の有無を調査する。また、ポンプ等施設が付随する場合は構造・規模等も調査する。 なお、湧水量を計測できる場合は、これを測定するものとする。	